

令和 3 年

# 議会運営委員会記録

令和 3 年 3 月 1 日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年3月1日（月曜日）  
午後 1時20分 開会 午後 2時04分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件  
意見書案の調整について  
会議規則の改正について  
議会改革について

午後 1時20分 開会

**○齊藤克己委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、意見書案の調整についてと会議規則の改正についてと議会改革について、その他であります。

初めに、日本共産党、まちづくり市民の会、やさしい未来の会から提出されている選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）について日本共産党、熊谷二郎委員から説明をお願いいたします。

**○熊谷二郎委員** お手元に意見書案があると思いますが、平成30年、最初に書いてありますように、内閣府が公表した世論調査で、「夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認」と答えた国民は66.9%、反対の29.3%を大きく上回っている。特に30代において若い人たちが84.4%にも上っているという事実があります。

また、選択的夫婦別姓制度の導入を求めることについては平成8年に法制審議会がいわゆる選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の一部を改正する法律要綱、これを答申してから26年間たっているわけですが、いまだに法改正の見通しは立っていませんという、現在そういう状況にあるわけです。

最高裁判決で、民法に対する問題点について訴訟した判決等が出されていますけれども、ここに書いてあるように、制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄として、夫婦別姓を導入することは否定はしていないわけですね。ですから、本当に今求められるものは国会の中できちんと論議して、制度を法制化できるようにすることが第一義というふうに考えます。

各自治体の動き等を見ても、2020年には全国で新たに149議会がこの意見書を政府に送付しています。近隣の埼玉県においては上尾市や鴻巣市、富士見市、それから所沢市、ふじみ野市、朝霞市、宮代町、三芳町、また、お隣の志木市も2020年度には意見書を上げているわけですね。それで、累計でかなりの多くの自治体がこの問題について国会で論議し、法制化しろという意見書が上げられているのが実態です。

実際に、選択的夫婦別姓制度に対していろいろ反対する側では意見等があるわけですが、しかし、家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくなく、また改正によって築き上げたキャリアに分断が生ずる例とか、結婚を諦める例なども見られて、不利益を被る人が一定数いるという事実もあることから、最高裁判決の趣旨を踏まえて適法な法的選択肢を用意することが国会及び政府の責務ということが言えると思います。そこで、国会並びに政府におかれて、選択的夫婦別姓制度の法制化に取り組まれるよう強くここで要望したいということで、意見書をぜひ政府に上げて、多くの自治体がこれを求めている

という態度を示していきたいと考え、共同提案しました。

○齊藤克己委員長 ただいま意見書案について説明をいただきました。

それでは、各会派から御意見をお願いいたします。

初めに、緑風会、安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 今回のこの意見書案についてですけれども、まずひとつ皆さんから意見を伺いたいなと思っております、それは何かというと夫婦別姓を取るであろう本人はそれでいいと思うのですが、子供がどうなるか、子供の姓をどうするかということも同時に議論しなければいけないことだと思っているんです。私が知る限りでは反対派も賛成派も、その部分を明確に結論づけているものはあまり見たことがなくて、子供がどういうふうな立場に置かれるのか、その辺についてどのように考えているのかということを含めて、もう少し議論をしていきたい。それからこういう意見書として和光市議会として出すものをもう少し議論を深めたいなというところがあるんですけれども、その点についてももし可能であれば、皆さんから子供についてはどのように考えるか。

これは、実際に市民との座談会なんかでもそういう話を話題に出したことがあるのですが、やはりそこでも夫婦別姓には賛成だけれども、子供についてと言われると、それに対して答えられる親御さんは実際いなかったという経験もありますので、その辺について可能であれば意見を聞いてみたいなと思います。

○齊藤克己委員長 まず、大前提としてはこの意見書案に賛成か反対か、時期尚早かという部分で論議を進めていかなければいけないのですが、今御提案がありましたので、どうですか、提出会派から何かあれば。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 子供の氏については、いずれ成人というか、選挙権等を認められた暁にはきちんと自分なりにどちらの氏を名乗るかということは、これは選択できると思うのですね。そういう子供に対してもこういった選択的別姓ということになってくると私は考えています。

ですから、親の言うとおりの氏ではなくても子供もきちんと成人した暁には選択できるのではないかと考えています。

○齊藤克己委員長 それでは、改めまして、安保委員から、最終的に賛否については後ほどお答えになりますか。どうでしょうか。

○安保友博委員 そうですね、ちょっと意見を伺いたいなと思います。

○齊藤克己委員長 分かりました。

それでは、続きまして、新しい風・希望、猪原委員、お願いいたします。

○猪原陽輔委員 私たちの会派は、かなりいろんな意見は出たわけですが、最終的には趣旨には賛同できるというところでまとまりました。

ただ、できれば修正していただきたい点が何点かありますので、申し上げたいと思います。細くなるのですが、まずタイトルの部分ですけれども、選択的夫婦別姓制度の導入を求める

意見書となっておりますが、これは導入ということではなくて、議論を進めるという形でいいのではないかなと思います。その理由はこちらの案文のほうにもございましたが、制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄と、先ほど提案者からも触れられましたが、やはりここが前提としてありますので、まずは国会のほうで議論をすべきではないかということで、タイトルをそれに合わせて変えていただければなというところがございます。

2点目ですが、1段落目のパラグラフのところ、賛成、反対ということでパーセンテージを挙げられておりますが、この制度導入に賛成・容認と答えた国民は66.9というところなんですけれども、こちらの世論調査を確認させていただいたところ、必ずしも賛成・容認ではないのではないかなというところがございます、この66.9%の中には「夫婦が婚姻前の名字を名を希望していても夫婦は必ず同じ名字を名のるべきだが、婚姻によって婚姻前の名字を通称として、どこでも使えるように法律を改めることについては構わない」というふうになっています。これが66.9%の中に含まれておりますので、ここはやはり正確に載せていただきたいなというところがございます。

次に、第3パラグラフの一番下のところでございますが、これは先ほどの繰り返しになりますが、最高裁の判決というところで「制度の在り方は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」という、ここをまず前提にさせていただきたいというところがございます。直接、最高裁判所のほうで夫婦別姓について触れられていない部分でございますので、こちらの確認が必要かなと思います。

続きまして、第4パラグラフのところ、一番下の部分、「最高裁判決の趣旨を踏まえて、適法な法的選択肢を用意することが国会及び政府の責務」という部分でございますが、こちら最高裁の判決は民法の夫婦同姓規定というのは合憲ということになっておりますし、夫婦別姓にしるとこの判決の中で言っているわけではないので、こちらの文章については若干矛盾があるのではないかなというところで、見直しをお願いしたいと思います。

そして、最後の部分になります。「よって、国会並びに政府におかれましては、選択的夫婦別姓制度の法制化に取り組みられるよう」というところがあるのですが、導入を求めている方々というのは別に法制化云々ではなくて、制度自体を欲しているわけなので、必ずしもその法制化にこだわる必要はないのではないかなと思っております。先ほどタイトルのところでも申し上げましたが、まずは最高裁の判決を受けての国会での議論というところで、そういう内容にさせていただければいいのではないかなと思います。もともとの案文でも議論をしてほしいという趣旨はしっかり入っていると思いますので、そういった部分を分かるようにさせていただきたいと思います。

あと、最後にですが、先ほど安保委員がおっしゃられたところで、子供や家族への影響という部分は会派の中の意見でも出たところがございます。ですから、それに対する解決策というのはもちろん国会でしっかり論じていただきたいと思いますので、家族及び子供に対する影響を踏まえた議論というところを案文に入れていただければなと思っております。以上で

す。

○齊藤克己委員長 幾つか修正すれば、内容について、趣旨については賛同ですというようなことでしたけれども、その点については熊谷委員はいかがでしょうか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 実際には共産党だけの提案ではないので、やさしい未来の会やまちづくり市民の会とも相談して、今の修正について受け入れていければというふうには思っています。

○齊藤克己委員長 それでは、続きまして、まちづくり市民の会、お願いいたします。

赤松委員。

○赤松祐造委員 基本的には賛成です。世の中で一人っ子同士の結婚では、名前を継承するのは本当に大きな問題であるし、あと離婚が増えているということで名前がある。だから、その生まれてきた子供がどちらを選ぶ、それはもう国会で委員会でもつくって、細部を検討してもらいたいんですけども、生まれた子供が二十歳になったらお母さんの名前を使うのか、お父さんの名前を使うのかとかいろんな複雑な問題があると思うんです。それはこの中に盛り込むと非常に長くなるので、やはり意見書を出して、国でよく審議して進めていただきたいという意味です。

○齊藤克己委員長 失礼しました。まちづくり市民の会は共同提案のほうに入っています。

○熊谷二郎副委員長 議事を委員長と交代します。

公明党、齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 やはり趣旨としては賛成いたします。公明党としても夫婦別姓制度については導入を希望しているところですが、先ほど案文の中について、やはり表題と最後の結論のところ、国会の論議を求める意見書というような形で今後論議を国会で進めていただければということであれば、内容として整合性が取れるのではないかと思います。その点を、改めて申し述べて、趣旨は賛成とさせていただきたいと思います。

○齊藤克己委員長 議事を副委員長と交代いたします。

続けて、オブザーバーから御意見ございましたらお願いいたします。

小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 オブザーバーではありますけれども、経験をした者として述べさせていただきますと思います。

結婚するに当たって、名前を変えることで、仕事上支障が起きることがやはりありまして、私自身も旧姓のままで仕事を続けさせていただいた経緯があります。

一方で、姓が同じになることによって結婚した実感とか、連帯感、一体感、こういったことをすごく感じられるという方たちもちろんたくさんいらっしゃいますので、選択ができるという環境がとても必要であると感じております。

やはり、議論を進めていただけたらうれしいかなと思うんですね。いつか議論が進んでいったのですが、ちょっと止まってしまったような感じがありましたので、ぜひ進めていただい

て、お子さんの件に関しても議論を進めていただけるよう、この意見書を出していただけたらと考えております。

○齊藤克己委員長 最後に、安保委員から御意見お願いいたします。

安保委員。

○安保友博委員 今、皆様から出た意見にも照らしまして、今大事なことは制度をすぐに制定するというよりはおっとしっかりと議論を深めていくということが重要なと考えますので、今の修正案のように、議論を深める、また、ないしは進めることを意見書として出すということに関してであれば賛成させていただきたいなと思います。

○齊藤克己委員長 それでは、皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

ただいまのとおり、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）、この表題についても変更等は後ほどあると思いますけれども、この案については各会派の調整が図られましたので、副議長提案とするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次に会議規則の改正についてであります。

全国議長会から標準市議会会議規則の一部改正についての通知がありました。その改正に伴う市の会議規則の改正の考え方についてです。

初めに、標準会議規則の改正案について、吉田議長から概要の説明をお願いいたします。

吉田議長。

○吉田武司議長 それでは、2月12日付で全国市議会議長会から示された標準会議規則の一部改正について簡単に説明いたします。

今回の改正の要件は2点ございまして、1つ目が女性をはじめとした多様な人材の市議会への参画を促進するための環境整備の観点から、議員活動の制約要因の解消として、会議等への欠席事由の明文化を図るものです。また、既に市の会議規則でも欠席事由として規定されている議員の出産については産前、産後の期間も配慮した規定への整備を行うものです。和光市議会会議規則の該当箇所は第2条関係、議員の欠席の届出及び第91条関係、委員の欠席の届出の部分でございます。

2つ目として、政府が進めるデジタル化政策の一環として、行政手続等における原則押印の禁止を踏まえ、市議会に対する陳情に関わる署名押印の見直しについてです。これに関しては市の会議規則第139条関係、請願書の記載事項等のところで、現在、請願者に対し提出時に求めている「署名押印」を「署名又は記名押印」に定める改定でございます。

説明は以上です。

○齊藤克己委員長 ただいま議長から説明がありましたが、この会議規則の改正について各会派から御意見をお願いしたいと思います。

安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 緑風会としましては、特段異議はございません。改正していけばと思います。

○齊藤克己委員長 新しい風・希望、猪原委員、お願いいたします。

○猪原陽輔委員 改正について、賛成です。

○齊藤克己委員長 続いて、まちづくり市民の会、赤松委員、お願いいたします。

○赤松祐造委員 私たちも賛成です。

○齊藤克己委員長 日本共産党、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷二郎委員 日本共産党も賛成です。

○熊谷二郎副委員長 議事を委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤克己委員 公明党としても賛成いたします。

○齊藤克己委員長 議事を副委員長と交代いたします。

それでは、オブザーバーの方から御意見、特段よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、各会派、御意見としてはまとまりましたので、和光市議会会議規則の改正については全国市議会議長会で示された標準会議規則改正案の例に倣い、これは6月定例会に和光市議会会議規則の一部改正案として、議会提出議案として上程するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように準備を進めてまいりたいと思います。

続いて、次に議会改革についてで、オンライン会議についてであります。

では、私のほうからオンライン会議の内容について説明を申し上げます。

政令市では、オンライン会議を活用した会議ということで会議規則の改正、そして委員会条例の一部改正などに対応した形で行われております。その中で、和光市議会としても前々からお話ししておりましたとおり、コロナの感染症の蔓延ですとか、あるいは災害の発生等、事由によってオンライン会議を開くことができるというような定めを各先進市では設けて、会議規則等の改正等によって、それを実現しているところであります。和光市議会としてもそのような形で、ハード等、制約がありますけれども、今後皆さんと議論をしてまいりたいと思っております。

これについて、今日はスタートということで結論を求めるものではありませんので、各会派から投げかけも含めて、御意見等を頂戴できればというふうに思っているところです。よろしいでしょうか。

安保委員。

○安保友博委員 オンラインの会議について、まだ実際にこれから検討ということではありますけれども、会派としましては、制度としてはなるべく広く、柔軟に対応できるように制定す

るのがいいのではないかと思います。実際にオンラインで参加することになる事由に関しては基本的には議員の判断に任せるということでよろしいのではないかと思います。方向性としては以上です。

○齊藤克己委員長 参加事由については議員の判断で、また、対象についてはなるべく広く網羅したほうがいいのではないかと、今後、進めていく中での御意見でした。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 私たちの会派の中ではいろいろ意見が出たわけなんですけれども、最終的にはコロナ禍といいますか、感染症に限って、最初の段階では取りあえずそれで走り出すことでいいのではないかとという意見になりました。介護とか育児というところになりますとやはり議論もかなり時間はかかってくると思うんですね。そうしますと、オンライン会議自体の導入がどんどん先に遅れていきますので、早期に導入すると考えた場合はやはり、まだそれは今後の検討ということではないかなということなんです。

あと、災害についてですが、東日本大震災のような大きな地震があった場合ですと、やはりオンライン会議をするような状況にないのではないかなと思っていて、オンラインといえどもやはり皆さん一斉に同じ時間に議論するのはなかなか難しいのではないかなと思います。

また、台風につきましては、数日たてば台風というのは過ぎ去っていくわけではありますし、そういった場合は日程の調整ということで、ひとまずは対応できるのではないかなと思います。

以上のことから、まずは感染症ということによろしいのではないかなと思います。

○齊藤克己委員長 続いて、まちづくり市民の会、赤松委員。

○赤松祐造委員 法整備だけしておいて、執行するときに議長の判断だとか、そういう項目、これはやったほうが良いという判断の項目を設けておけば、天変地異に準備はしておくべきだと思います。

ただ、そのときに誰か1人、オンラインのハード面が壊れたりしたら全員参加できなくなるから、そういうときは何かその逃げ道というのはおかしいですけども、特記事項も設けておけばいいと思います。

○齊藤克己委員長 続いて、日本共産党、熊谷委員。

○熊谷二郎委員 基本的には会議の中で、きちんと会議を招集して対面、対話しながら議論を深めていくというのが基本だと思いますね。ですから、よっぽどでない限り、参集できない状況ということに限るということになるかと思うんです。そういう面ではコロナ感染の下で、どうしても参集できなくて、なおかつ会議が必要であるという場合に限られてくるのではないかなというふうに話し合っています。

それから、災害時については、先ほどほかの委員からも出たように、実際にはオンライン会議を開くところではない状況になってしまうだろうということも含めて考えると、実際にはそういうことがあり得るのかという点も含めてどうなのかなと、そういう面では本当に、ある特定の限られた場合だけに限定しておくべきではないかという意見となっています。

○齊藤克己委員長 オブザーバーの方から御意見ありますでしょうか。

小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 体制としては整えておく必要があるのではないかというのは、今回思ってもみななかったこのコロナの感染症拡大ということを経験して感じました。

ただ、やはり災害時などは逆にインターネットがきちんと使えるのかどうかとか、そういった点も分かりませんし、個人的に育児とか介護という理由でもオンライン会議を使って出席を認めるのかどうかという点については、これから議論を深めていけたらなと思っておりますが、体制は整える必要があると考えております。

○齊藤克己委員長 様々な、特に導入する範囲ですとか、あるいは参加事由について非常に短期でものを見るのか、あるいはもうちょっと長期的な形で法制度化していくのかというところで意見が分かれて、今後それについて議論をしていかなければいけない。

まずオンライン会議の事由ですね。活用した会議について、やむを得ない理由によって委員会を開催するというような事由についてももう少し議論をしていきたいと思うのですが、最終的には次のときに先行事例を参考にしながら、具体的に和光市としてはここを固めていこうという形にしていきたいと思っております。今日の段階で少し話を進めることができればと思っておりますけれども、そういう面で、先ほど、早期に導入したいというような意見と、それから、安保委員のように広く事例を網羅した形で制定化していきたいというような御意見ありましたが、これについては何か御意見ございますか。

安保委員。

○安保友博委員 先ほど説明が抜けていたのですが、会派の中で出た意見としては優秀な人材に議員になってもらいたいという、そういう話もありまして、やはり今のままだと自分の仕事があるから議員になれないとか、そういうことがある。そういう産業障壁みたいなものを少しでも軽減するために、柔軟に議会に参加することができる仕組みをつくるという意味でもオンラインの活用というのは有効ではないかという話も含めて、議員個人に任せるのがよろしいのではないかと、そういう趣旨で広く認めてはいかがかという意見でした。

実際の運用としては制度はそうだけれども、やはり原則としてはきちんと会って、対面で行ってという、そういうものというのはあろうかとは思っております。

○齊藤克己委員長 休憩します。（午後 1時51分 休憩）

再開します。（午後 1時55分 再開）

安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 制度を導入するに当たって、各種いろんな事情を勘案して、広く認めていったらどうかという提案をさせていただいたのですが、取りあえず今、その制度の導入という観点から、まずは今回の新型コロナウイルス感染症蔓延に関しての議論ということで、それに特化して集中して議論を進めて、早期にその制度をつくっていくと。その先の議論に関しては継続して議会改革としてやっていくのが適当だろうと考えます。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

今、御意見いただきましたが、そのような内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今、各会派から御意見をいただきまして、当面の対応として喫緊に求められている、特にコロナ感染症等に対応したオンライン会議を目途に議論を進めてまいりたいと思います。

オンライン会議については、先行市議会の事例等を参考にしながら、次回以降、会議規則の改正の具体的な内容、それから、委員会条例の具体的な内容について字句等も含めた形で進めてまいりたいと思いますので、各会派から参考事例等を参考にしながら御提案を頂戴したいと思います。そのような形で、改革の進め方について、日程等については今後また議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。そちらでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、オンライン会議についてはそのように決定させていただきました。

次に、その他として、議会報告会についてです。

1月15日の議会運営委員会で4月21日に実施することとなった議会報告会ですが、2月17日に開催した議会運営委員会で、次回の議会報告会における意見交換会のテーマを「バリアフリーのまちづくりについて」と決定したところであります。3月7日以降の緊急事態宣言の解除の結果を踏まえて、実施の可否について、3月11日の議会運営委員会で協議をしたいと思います。また、その際、実施が決定した場合には議会報告会開催要領（案）について協議を行いますので、御承知おきいただきたいと思います。これについてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

以上で本日の協議事項は全て終了となります。

そのほかに何かございますでしょうか。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 私たちの会派で出た意見がございます。今議会の委員長報告についてでございますが、和光市議会会議規則にのっとりた報告だったかどうかの確認というのが必要なのではないかなという意見が出ました。該当する条文なんですが、第39条になります。こちら、案文朗読させていただきたいと思います。

委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3、第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4、委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。というふうになっているわけでございます。この部分についての委員の皆様での議運の中での確認という

のをお願いしたいというところがございます。委員長報告に対して訂正を求めるというわけではございませんで、今後に向けての確認というところで申し上げているところがございます。

また、同時に先例となるかならないかという確認も必要なのではないかなと思っております。

○齊藤克己委員長 ただいま、猪原委員から委員長報告についての御意見がございましたが、これについて何か御意見等ございますでしょうか。

安保委員。

○安保友博委員 まず、確認なんですけれども、常任委員会、特別委員会を問わず、委員長報告というものは各委員長がその職責を自覚した上で、委員長個人の考えではなくて委員会における経過と結果について委員会がどう行われたか、また、どのようなことが議論されたのかということを委員会で共有されたものをまとめたものとして、それから正副委員長で事前に確認をしてなされているものとする次第であります。

○齊藤克己委員長 猪原委員からの御意見について、ほかによろしいですか。

この点について今後、改めて会議規則の趣旨にのっとった形で、皆さんそのような形で行っていただいているとは思いますが、今後も和光市で定めた会議規則にのっとった形で議会運営、委員会運営等、行われていると思いますので、その点を留意して行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

赤松委員。

○赤松祐造委員 3月11日に論議すると思うんですけれども、テーマは「バリアフリー」で、そこに委員長報告があるでしょうけれども、この特別委員会のことを4月21日、そこでするのは僕はこの前、別途でやったらいいんじゃないですかと提案しているんですけれども。

○齊藤克己委員長 この意見交換会の中では意見交換についてのテーマは「バリアフリーのまちづくり」についてということで決定したと思います。だから、これについてはその内容でさせていただきたいと思います。特別委員会等についての報告等は赤松委員の御意見ということで承っておりますので、またそれについてはこの場で結論を出すということではございませんので、御了解ください。

それでは、ほかになれば、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 2時04分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己